

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 1 8 日

県内介護施設・事業所等管理者 様

山形県健康福祉部長寿社会政策課長

高齢者施設等（入所・居住系サービスを除く。）における新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための留意点等について

今般の新型コロナウイルスへの対応について多大な御協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、県では、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための留意点に係る国の通知等について、県内介護施設・事業所等にお知らせしておりますが、改めて下記の点に御留意のうえ適切に御対応くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1 感染拡大を防止するための一般的な留意事項

(1) 国の通知等について改めて送付いたしますので、職員の皆さまに、対応について再度徹底してくださるようお願いいたします。

① 「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスを除く。）における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 2 月 24 日付け厚生労働省事務連絡）【資料 1】

② リーフレット「介護施設・事業所で新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために」【資料 2】

(2) 感染拡大防止の観点から、利用者の家族が37.5℃以上又は呼吸器症状が4日以上続いている場合には、「帰国者・接触者相談センター」への電話連絡を依頼するとともに、利用者の健康観察には特に留意くださるようお願いいたします。

2 施設等で感染者（又は感染が疑われる方）が発生した場合の留意事項

国通知等について、改めて送付いたしますので、職員の皆さまへの周知を徹底してくださるとともに、今後、施設内で感染者（又は感染が疑われる方）が発生した場合の対応についてシミュレーションを行うなど、対応について御検討ください。

(1) 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について」（令和 2 年 3 月 6 日付け厚生労働省事務連絡）【資料 3】

山形県健康福祉部長寿社会政策課
課長補佐（介護事業担当）山口
電話 023-630-3120